

## ○ ヨーネ病対策

- ・牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法がなく、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発とう汰を推進。
- ・摘発増加(平成10年:785頭→平成18年:1,179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主とう汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月から定期検査にスクリーニング検査法を導入。

### ヨーネ病防疫対策要領(平成18年11月1日付け)

ヨーネ病の清浄化を図るため、家畜伝染病予防法に基づく定期検査に加え、以下の取組を推進

- ① 発生農場における防疫措置の強化
  - 発生農場における検査のルール化  
6か月以上の全飼養牛について検査を実施
  - 発生農場における迅速・高感度診断法の実施
- ② 牛の移動の際の清浄性確認のルール化

### 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査の実施

(少なくとも5年に1度、各都道府県が実施)

**検査強化による患畜の摘発**

感染リスクの高い同居牛等を対象に迅速・高感度診断法を実施し、自主とう汰を推進

ヨーネ病のおそれのある牛の他農場への移動を抑制(陰性証明書の確認)

### 家畜生産農場清浄化支援対策事業

平成20年7月から、家畜伝染病予防法に基づく定期検査にスクリーニング検査法を導入

## ○ オーエスキー病対策

- オーエスキー病は、昭和56年に初発生。平成2年以降全国に拡大し、異常産や哺乳豚の死亡など、養豚経営に甚大な影響
- 平成3年から、「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、発生予防と清浄化を推進
- 農場単位の清浄化は進展し、感染地域の拡大も防いでいるが、感染地域の清浄化は進展していない状況
- 平成20年6月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正し、地域レベルでの清浄化に向けた取組を推進

### オーエスキー病清浄化対策

#### オーエスキー病防疫対策要領 (平成20年6月9日改正)

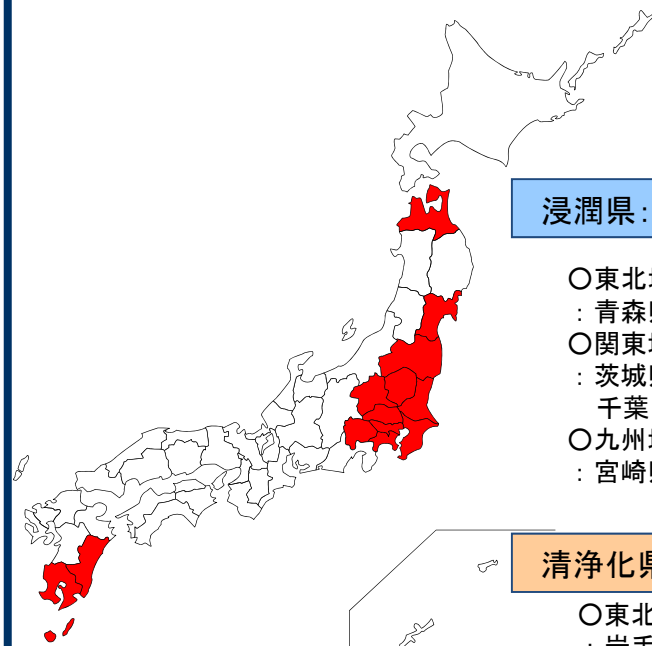
##### 地域におけるコンセンサスの下での 清浄化に向けた取組

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守
- ・ 清浄豚の流通
- ・ 清浄度確認検査
- ・ 感染豚のとう汰・更新
- ・ ワクチン接種

#### 家畜生産農場清浄化支援対策事業

清浄化に向けた地域的な取組に対して集中的に支援(平成20年12月1日～)

5 年 後



浸潤県: 13都県(平成23年9月現在)

- 東北地方 (3県)  
: 青森県、宮城県、福島県
- 関東地方 (8都県)  
: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、  
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- 九州地方 (2県)  
: 宮崎県、鹿児島県

清浄化県: 3県(平成20年12月以降)

- 東北地方 (2県)  
: 岩手県、秋田県
- 九州地方 (1県)  
: 熊本県

清  
浄  
化  
達  
成

# 我が国畜産物の安全性の確保について

- 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施

## フードチェーン

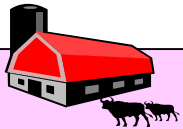
生産段階

製造・加工・流通段階

消費段階

農場から消費者までの一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給

生産段階と加工・流通段階それぞれのHACCPをリンクさせる取組を支援



生産農場

1. 一般衛生管理プログラムの確認
2. 危害分析を行い危害リストを作成
3. 衛生管理計画の作成
4. 衛生管理の実施状況の検証

連携強化



乳業工場、食肉処理場等

【製造・加工・流通】

1. 一般衛生管理プログラムの確認
2. 危害分析を行い危害リストを作成
3. 衛生管理計画の作成
4. 衛生管理の実施状況の検証



消費者

食品に応じた適切な保管、調理等

### HACCPの導入への支援

生産段階

- 認証基準の策定・普及
- 農場指導員の養成

製造・加工段階

- 現場責任者・指導者の養成
- 施設整備に対する支援

農林水産省

### 規制・監視

- 食品衛生法等による規制・監視
- 総合衛生管理製造過程の承認

厚生労働省

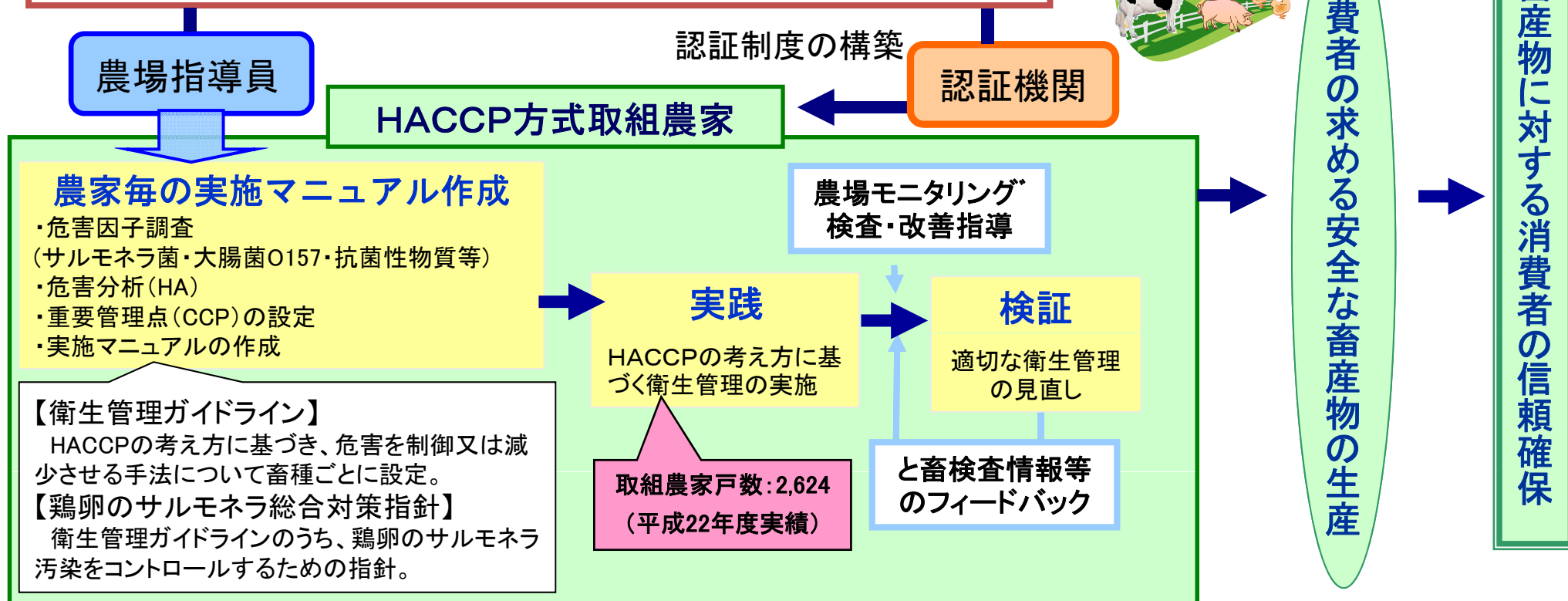
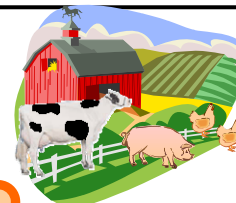
ホームページを通じた情報提供及びリスクコミュニケーション

農林水産省等

## 農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」等を策定。
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域一体となり生産段階へのHACCP手法の導入推進。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・平成20年度から、農場指導員を養成するとともに、平成21年度から、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施。

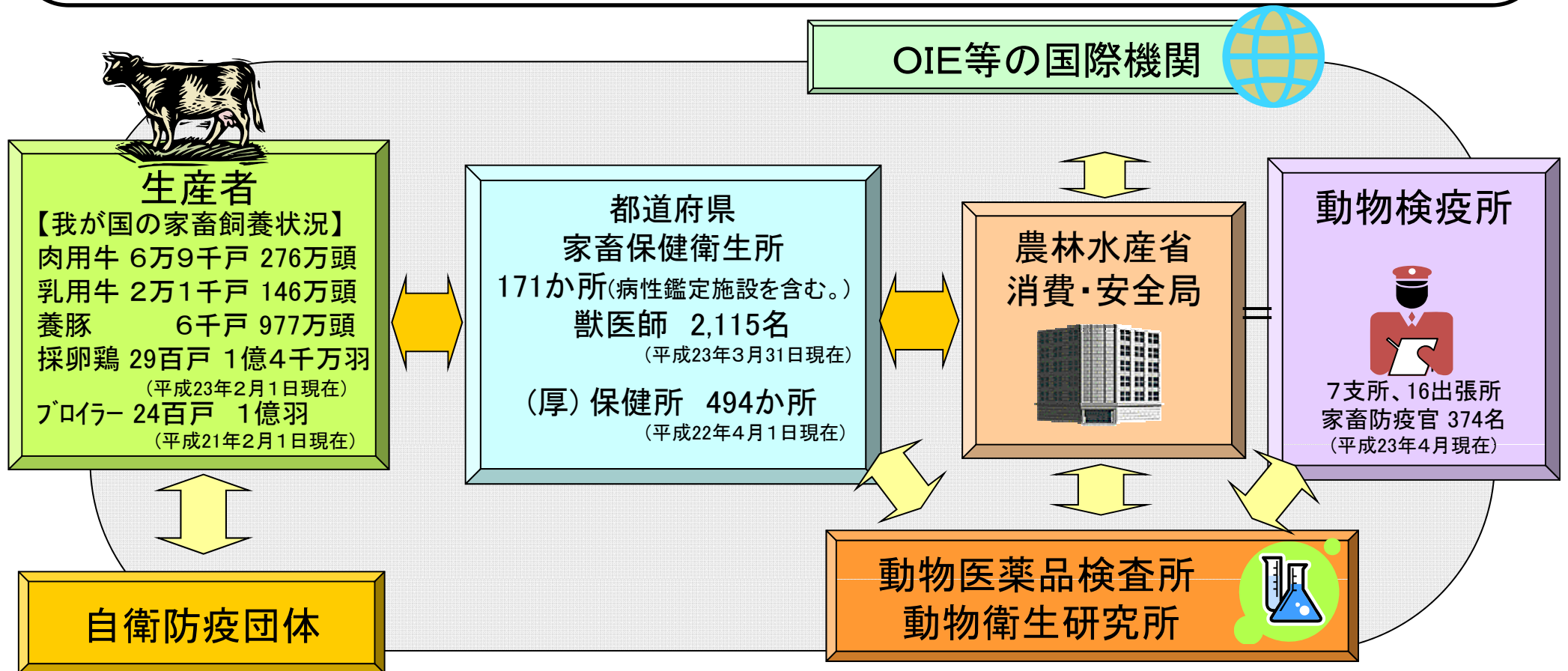
- ・ 認証基準の普及：衛生管理を行う場合のチェックポイントの整理
- ・ 農場指導員の養成：実施マニュアル作成等を指導し認証取得を促進



# 参 考 资 料

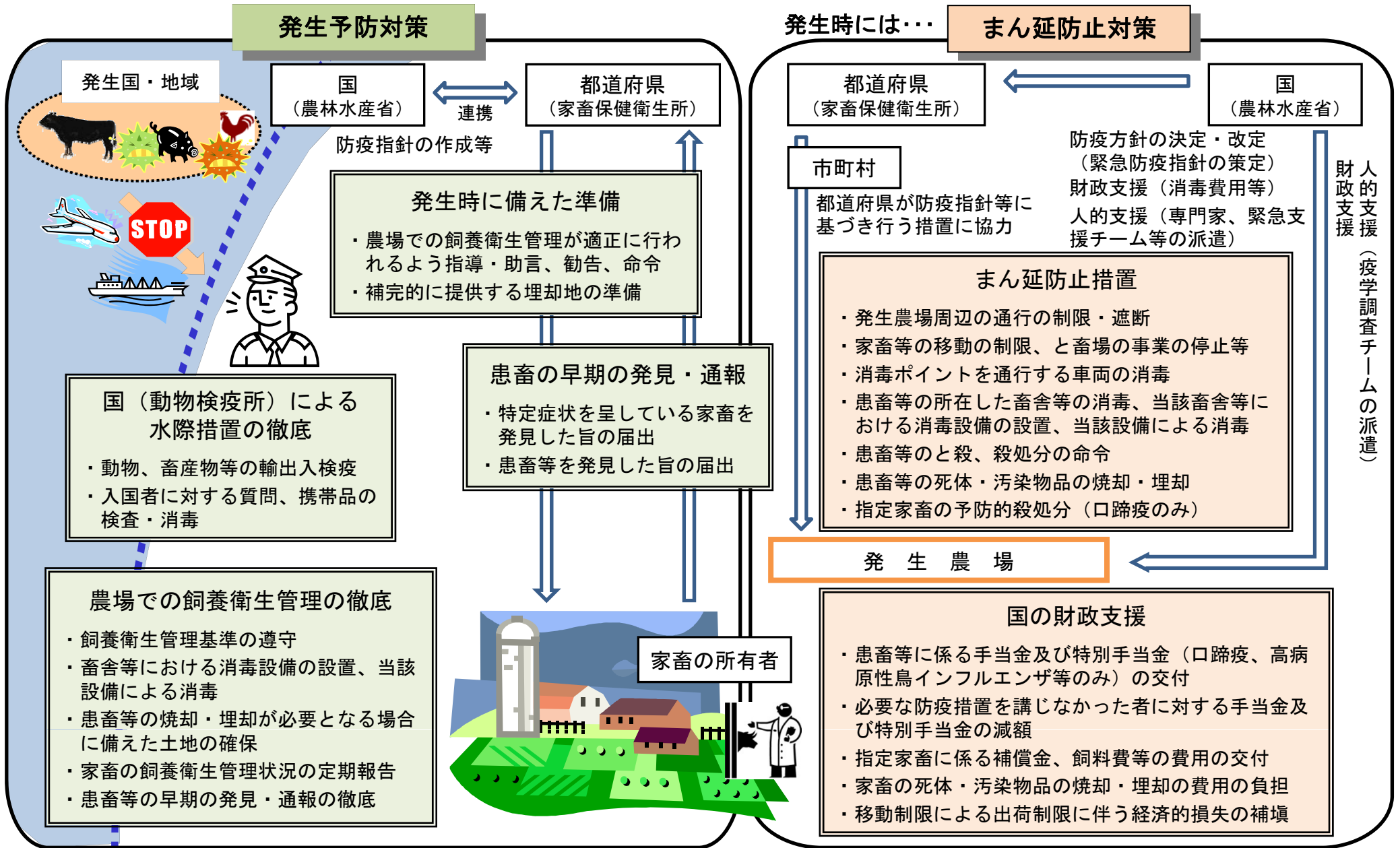
# 我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



# 家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 昨年の宮崎県における口蹄疫の発生状況や昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、本年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については本年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については本年10月1日から、それぞれ施行。

## 発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

## 早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

## その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

## 迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

## 財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

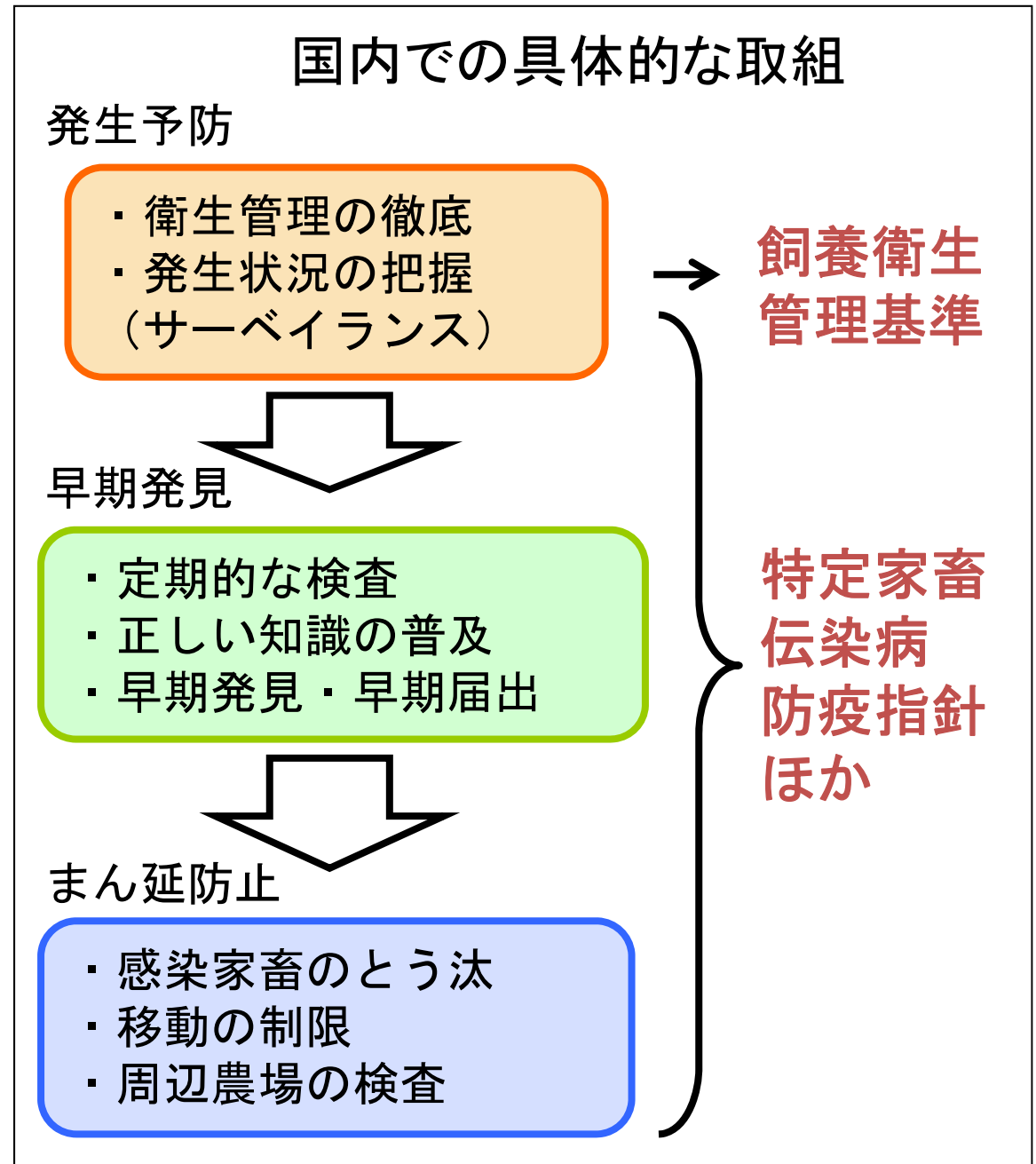


# 国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

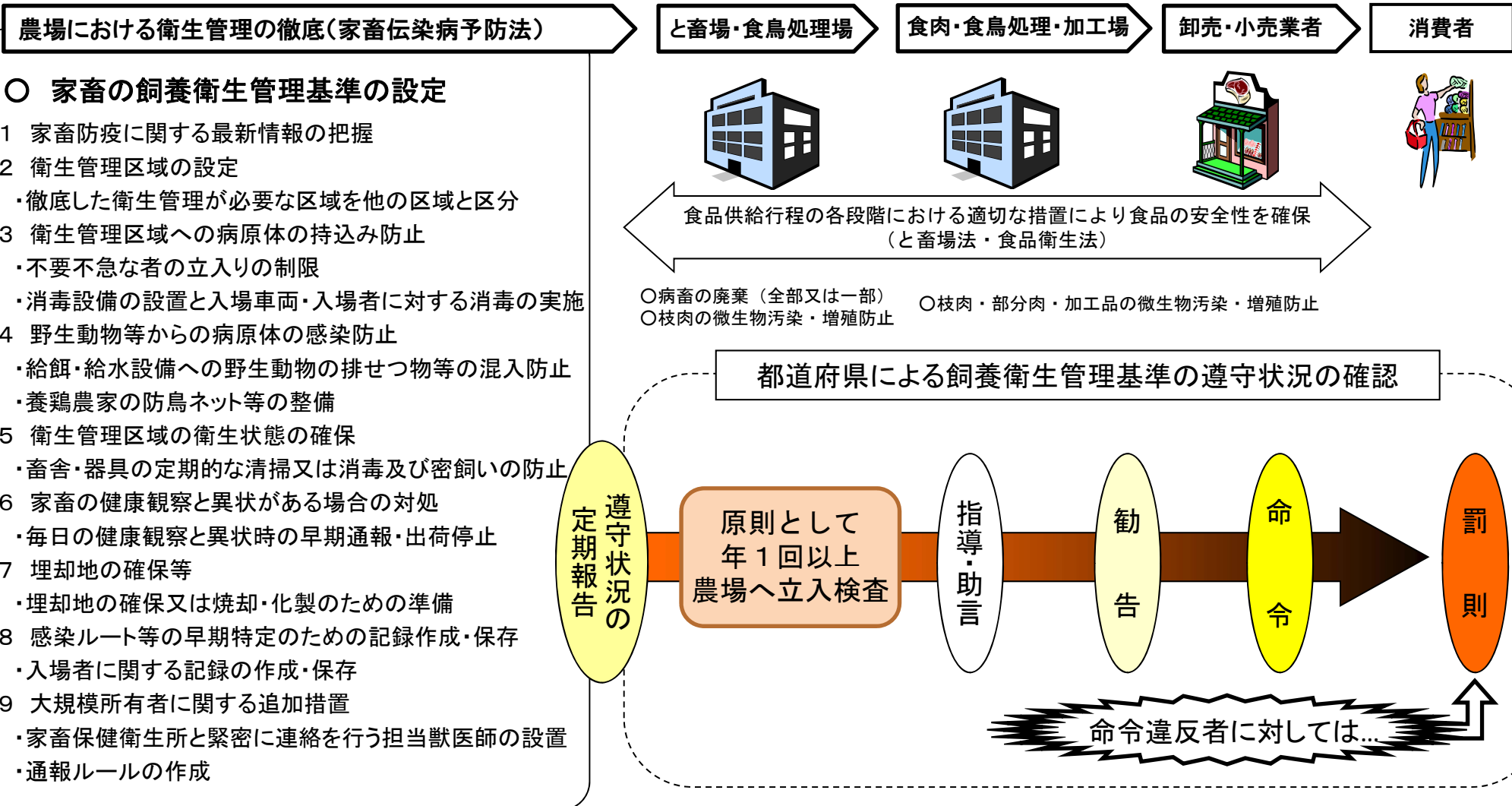
(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランス検査による発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。



# 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、家畜伝染病予防法の対象となる家畜全てについて、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け(平成23年4月に改正)、家畜の伝染性疾病の発生を予防。
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。



# 動物検疫の取組

## (1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

## (2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に7支所・16出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

## 【動物検疫所の配置と指定港】



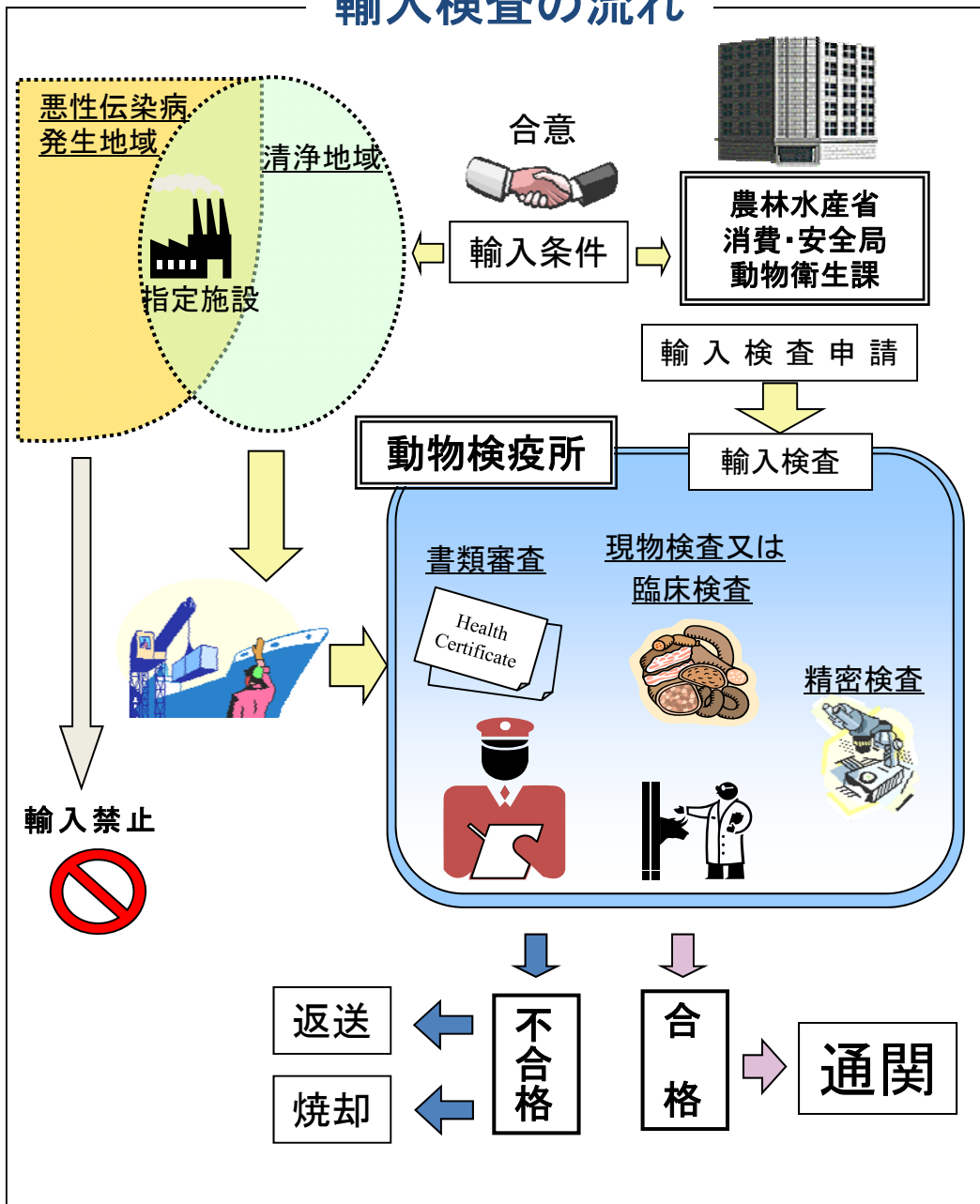
## 【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度(平成)	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
家畜防疫官数(人)	312	319	326	337	345	356	369	374
機関数(か所)	24	24	24	24	24	24	24	24

注:定員は年度末定員。

# 動物検疫の仕組み

## 輸入検査の流れ



## ○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

\* 法的規制なし

## ○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

# 動物衛生課の組織・関係法律

## 動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括・総務班  
(国内関係)
  - ・保健衛生班
  - ・防疫企画班
  - ・防疫業務班
- 国際衛生対策室**
- ・検疫企画班
  - ・検疫業務班
  - ・国際衛生企画班
  - ・国際獣疫班
  - ・リスク分析班
  - ・査察調整班

## 動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。